

## 「第42回 障がい者作品展」作品募集要項

- 1 目的 障がい者自身が制作した手工芸品、陶器、絵画等の作品を展示し即売することにより、障がい者に対する社会の理解と認識を深めるとともに、障がい者の社会的自立への意欲を高め、社会参加の促進を図ることを目的とする。
- 2 主催 社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会
- 3 協賛 (社福)大阪府社会福祉協議会・(一財)大阪府地域福祉推進財団  
(一財)大阪府身体障害者福祉協会・(公社)大阪聴力障害者協会  
(一財)大阪市身体障害者団体協議会・(一財)大阪府視覚障害者福祉協会  
(社福)大阪手をつなぐ育成会・(社福)大阪府肢体不自由者協会  
(一社)大阪脊髄損傷者協会・(公財)阪喉会・(公社)大阪府精神障害者家族会連合会  
(特活)大阪府中途失聴難聴者協会・(公社)日本オストミー協会大阪府支部  
(一社)日本筋ジストロフィー協会大阪支部・大阪府肢体不自由児者父母の会連合会  
(特活)堺障害者団体連合会・大阪府障がい者スポーツ協会  
(社福)産経新聞厚生文化事業団・国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)
- 4 開催場所 国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)  
堺市南区茶山台1-8-1  
TEL 072-290-0900(フロント)  
FAX 072-290-0920
- 5 開催期間 令和元年11月16日(土)~令和元年11月17日(日)  
午前10時~午後4時
- 6 作品募集 ① 手工芸品、陶芸品、書画(絵画の大きさは53cm×45cmまで)写真、その他これに類するもの。書画等、壁面に展示するものは額装してください。  
② 展示のみの受付は、行いません。  
③ 申込件数等が多い場合は抽選させていただく場合があります。
- 7 出品資格 大阪府内の障がい者関係施設・団体  
大阪府内に居住または勤務する障がい者
- 8 申込締切 令和元年10月4日(金)までに大阪障害者自立支援協会(以下「事務局」という。)に「出品・販売申込書」を提出(郵送・FAXも可)してください。
- 9 作品搬入 (A 個人出品の部)  
出品者自らが販売できない方で、事務局が販売及びレジ集計を行うことを希望される個人の方が対象です。

令和元年10月9日(水)～10月25日(金)まで(土曜日・日曜日は除く)の午前9時から午後4時の間に、事務局に搬入してください。(申し込み後、詳しい内容を送付いたします。)

(B 団体施設等・個人出品の部)

令和元年11月16日(土)午前9時から開催会場(ビッグ・アイ)へ搬入してください。

10 販 売

(A 個人出品の部)

事務局が、販売およびレジ集計を行います。

(B 団体施設等・個人出品の部)

事務局が割り当てた販売ブースで、出品・販売を行ってください。

11 作品搬出

(A 個人出品の部)

事務局が行います。

(B 団体施設等・個人出品の部)

搬出は、出品団体・施設・個人が行ってください。

12 作品の展示  
及び作品価格

① 「A 個人出品の部」の作品の展示場所、方法等については、主催者に一任していただきます。

ただし、出品作品の紛失や破損等、事務局では一切の責任を負いかねます。

② 作品の価格が適正なものになるよう主催者で調整することがあります。

13 必要経費等

(A 個人出品の部)

売上総額から必要経費(10%)を当協会に納付していただきます。残額をお渡しいたします。

(B 団体施設等・個人出品の部)

「販売ブース」として、机2台・椅子4脚と売り場スペースを割り当てます。

一昨年度から必要経費としての売上金10%の納付については廃止しておりますので、開催時に必要経費として「販売ブース」に対し1日につき1,000円を事務局に納付していただきます。

14 そ の 他

① 「A 個人出品の部」の必要経費差引後の売上金並びに残った作品については、12月中旬頃、事務局から出品者に通知します。

② 通知を受けた出品者は、事務局まで、還付金の受領と作品の引き取りに来所していただきます。

③ 著作権に抵触するデザイン等を作品に使用しないようにしてください。

15 問合せ先

〒543-0072

大阪市天王寺区生玉前町5-33 大阪府障がい者社会参加促進センター内  
(社福)大阪障害者自立支援協会事務局

担当：岸本・西本

TEL 06-6775-9115 FAX 06-6775-9116